

令和 8 年度外国人材地域交流促進事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度外国人材地域交流促進事業業務委託

2. 業務の目的

全国的に少子高齢化等により生産年齢人口が減少する中、本県においては、外国人材は年々増加し、令和 7 年度は、8,000 人を超え、外国人材を受け入れる企業等の事業所数とともにいずれも過去最多を更新している。本市においても、150 以上の事業所が、合計 600 人以上の外国人材を受け入れており、県内自治体でも 3 番目に多い状況であり、人材不足が深刻化する市内企業において、外国人材は不可欠な存在となっている。

こうした中、外国人材が地域社会の一員として働きやすく安心して暮らしやすいまちづくりを進めることは、市内企業の外国人材受入による人手不足解消や企業の事業活動の継続性の確保といった地域経済の観点に加え、共生社会の実現を図るうえで、これまで以上に重要となっている。

このため、本市では、外国人材と地域住民との円滑なコミュニケーションや、外国人材同士の交流による相互支援を促進することを目的に、外国人材を対象とした日本語教室や生活習慣に関する研修、地域住民や外国人材同士のネットワークを形成する「外国人材地域交流促進事業」を実施する。

3. 業務の執行体制の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

4. 業務内容

委託する業務の内容は、次の (1) ~ (3) とする。

各業務実施にあたって、受託者においては、本市・県内の外国人材及び受入れ事業所の動向や課題、ニーズ等を踏まえたうえで、市と連携を図りながら確実に集客すること。それぞれの業務において参加者が応募多数となった場合は、市と協議の上で選考方法を決定し、受託者において参加者の決定を行うこと。また、各業務終了後には、参加者へのアンケートを実施し、アンケート結果の集計を行うこと。

なお、参加対象者について、市内企業に勤める外国人材のみならず、その家族も対象者としてみなすものとする。

(1) 日本語教室の開催

市内企業に勤める外国人材等を対象とした日本語教室を開催し、教室の運営方法については、次のとおりとする。

運営については、市内企業に勤める外国人材の課題やニーズ等を把握し、参加者の交通手段を考慮したうえで参加しやすい形式（オンライン授業を含む。）・内容・回数・日程・開講時間で開催する。

日本語教室は、定員 30 名程度とし、オンライン授業を主とする場面にあっても、初回、全日程の中間に位置する回及び最終回については、対面で実施する。また最終回には、成果発表会を開催することとし、参加者のみならず、地域住民や勤務先企業担当者等の参加を促し、学習成果の共有を通じて、相互理解及び交流の促進を図るものとする。

なお、テキストを使用する場合の代金は、参加者負担とし、市の公共施設を会場として使用する場合や、市のマイクロバスを利用する場合は、市がそれらの手配をするため、経費には含まないものとする。

(2) 延岡で生活するための研修の開催及び地域住民や外国人材同士の交流を促進する機会の提供

① 延岡で生活するための研修の開催

市内企業に勤める外国人材等を対象とした「災害時の対応」「病院の受診利用」「ゴミの出し方」「公共施設・交通機関利用方法」等、本市で生活するために必要な知識を学ぶ研修を実施する。研修は、延岡市職員等を講師とし、座学を中心に構成し、必要に応じて関係各所等への訪問も織り交ぜて良いものとする。

② 地域住民や外国人材同士の交流を促進する機会の提供

受託者は、市内企業に勤める外国人材等と地域住民との交流・外国人材同士の交流を促進するための機会を提供する。実施にあたっては、市内企業に勤める外国人材等の課題やニーズ等を把握し、外国人材が参加しやすい方法を検討すること。

上記①②の実施にあたっては、定員 20 名程度とし、やさしい日本語でコミュニケーションをサポートするスタッフを配置するなど、参加者と受託者で意思疎通のとれる体制を構築すること。なお、生活研修（研修後の親睦会）の開催に伴い、市のマイクロバスを使用する場合や市職員が講師を務める場合において、それらに係る使用料等は不要とし、経費には、スタッフ 1 名、研修や親睦会等の実施に必要な費用を含めるものとする。

5. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

前記「4. 業務内容」のほか、本業務の目的達成に資する独自の取組に関する提案を可とする。ただし、提案は委託上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

6. 成果物

本業務に係る業務完了報告書（延岡市指定様式）に、実績報告書及び収支報告書（それぞれ紙媒体：2部、電子データ）を添えて、業務完了後に速やかに延岡市に提出すること。

7. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

8. 委託業務に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- (1) 会議等での食糧費（茶菓代を除く）
- (2) 設備等の設置又は改修に要する費用
- (3) 一般管理費や諸経費等の支出内容が明らかでない経費

9. その他の要件等

(1) 委託業務実施上の留意事項

- ① 受託者は、本業務で知り得た個人情報や企業情報について、他に漏洩することなく適切に処理すること。
- ② 受託者は、本業務において、市から貸与される資料及び受託者が収集した資料について、破損、紛失、盗難等の事故の無いよう適切に取り扱うこと。
- ③ 受託者が本事業の一部を再委託する場合には、再委託の内容、再委託先、再委託する業務の管理方法等の必要事項等を事前に市に対して書面により報告し、承諾を得なければならないものとする。
- ④ 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、延岡市が著作権を持つものとし、市が

自由に加工、複写、増刷等を行い公表できるものとする。

(2) 災害等により、イベント等の内容を変更または中止をする必要が生じた場合は、市と十分協議を行い、状況に応じて契約額を減額変更することを留意すること。

例) 印刷費、広告費、キャンセル料等

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議し指示を受けるものとする。